

1. 受動喫煙とは？

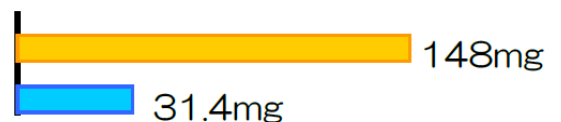
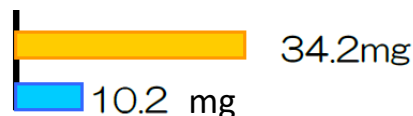


受動喫煙とは、他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることです。受動喫煙により、がんや呼吸器の病気などの健康被害が起こるため、問題となっています。たばこの煙には、粒子成分約4,300種類、ガス成分が約1,000種類の合計約5,300種類含まれていますが、そのうち発がん性のある化学物質は約70種類です。喫煙者の周りの人が吸う副流煙は主流煙より有害物質が数倍含まれます。喫煙者本人だけでなく、受動喫煙により周囲の人にも健康への悪影響が及びます。

ニコチン: 2.8倍

タール: 3.4倍

一酸化炭素: 4.7倍

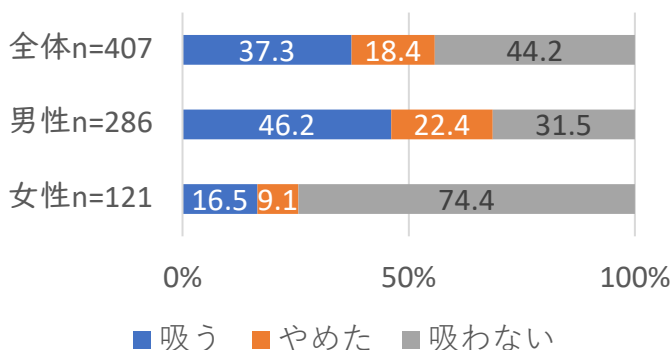


※ 副流煙 (黄色) 主流煙 (青)

(*厚生労働省資料より)

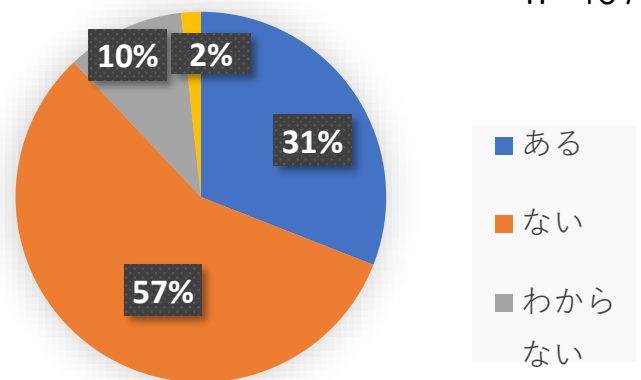
2. 壱岐市の喫煙率及び受動喫煙の状況

喫煙の有無



職場での受動喫煙の有無

n=407



【喫煙率について】

37.3%が「たばこを吸う」と回答。長崎県の調査(※1)では16.4%、全国の調査(※2)では16.7%です。特定健診質問項目(※3)の全国平均は男性33.2%、女性9.9%で、本調査対象のうち40歳以上の平均は男性46.7%、女性16.7%であり、男女ともに高い状況と言えます。

【受動喫煙の有無について】

また、職場で受動喫煙(非喫煙者がたばこの煙を吸わされること)があるかとの問いについては、「ない」と回答した人が57%、「ある」と回答した人は31%です。約3割の事業所で受動喫煙があることが分かりました。

※1 平成28年度長崎県健康・栄養調査(長崎県) ※2 令和元年国民健康・栄養調査(厚生労働省)

※3 NDB第7回オープンデータ(厚生労働省)

3. 受動喫煙をなくすためのきまり

2020年4月1日より多くの施設で 原則屋内禁煙です!!



多くの施設で
屋内が
原則禁煙

健康増進法の改正により、多数の者が利用する施設、車両において、原則屋内禁煙となります。違反者には罰則が適用されることもあります。



20歳未満は客・
従業員ともに
喫煙エリア
へ立入禁止

20歳未満の方については、喫煙エリア（屋内、屋外を含めたすべての喫煙室、喫煙設備）へは立入禁止となります。

たばこ煙の流出防止
にかかる
技術的基準

喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準が定められています。

労働者の募集および求人の申込にあたって、就業場所の受動喫煙を防止するための措置に関する事項を明示することが求められます。

出典：がん情報センター「喫煙と健康 望まない受動喫煙を防止する取り組みはマナーからルールへ（2020年4月）」

4. 受動喫煙防止対策

改正法では、原則屋内禁煙となり、喫煙できるのは基準を満たした喫煙室のみとなります。設置可能な喫煙室は、事業者の分類によって異なります。喫煙室の設置を検討される場合には、喫煙室が設置可能かについて、よく確認しましょう。

事務所、工場、ホテル・旅館の共用部、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道、国会・裁判所等



室外への流出防止措置

- ① 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/s以上であること
- ② たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること*

※一部、一定の経過措置が認められる場合もあります

【経過措置】 既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗

届出が必要

喫煙可能



既存の経営規模の小さな飲食店については、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、喫煙可能店も選択可能としています。

条件

- 1: [既存事業者] 2020年4月1日時点で、現に存する飲食店
- 2: [資本金] 資本金または出資の総額が5,000万円以下
- 3: [面積] 客席面積100㎡以下



出典：がん情報センター「喫煙と健康 望まない受動喫煙を防止する取り組みはマナーからルールへ（2020年4月）」

ルールを守って、吸う人も吸わない人も心地よい社会にしましょう!